

米国の関税措置への本県の対応について

■特別窓口の設置

- 「米国の関税措置に伴う特別相談窓口」を設置

中小企業者からの資金繰りや経営に関する様々な相談を受付

【特別相談窓口】 県(経営金融課)、県信用保証協会、各商工会議所、
県商工会連合会、県中小企業団体中央会、
やまぐち産業振興財団、各金融機関



■金融支援（中小企業制度融資：経営安定資金）

- 米国の関税引上げ等で、経営の安定に支障が生じている事業者が対象
- 【使途・融資限度額】 運転資金・設備資金、8,000万円

■庁内連絡会議の立ち上げ

- 庁内関係部局で構成する連絡会議を立ち上げ、状況やニーズを把握
- 必要に応じて、対策等の検討を実施

【構成する部(予定)】 産業労働部・農林水産部